

林政審議会議事録

1 日時及び場所

平成24年3月29日（木曜日）13：10～15：30～

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

2 出席者

・委 員（敬称略）

岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈美、金井久美子、上安平冽子、黄瀬穂、
合原眞知子、佐川文教、鮫島正浩、島田俊光、島村元明、鈴木雅一、
細田衛士、藤野珠枝、前田穰、安成信次、横山隆一、

・林野庁

3. 議 事

- (1) 平成23年度森林及び林業の動向（案）について（説明事項）
- (2) 平成24年度森林及び林業施策（案）について（諮問・答申）
- (3) 国有林野法について（説明事項）
- (4) 東日本大震災に係る海外防災林の再生に関する検討会
　　「今後における海岸防災林の再生について」について（説明事項）
- (5) 森林国営保険の民間移管に係る検討について（説明事項）
- (6) 平成24年度林野庁関係予算について（説明事項）
- (7) その他

○三浦林政課長 お待たせいたしました。ただいまから「林政審議会」を開催いたします。

初めに、定足数について御報告いたします。

本日は、委員 20 名中 17 名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

それでは、岡田会長、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 それでは、審議会を始めたいと思いますが、年度末本当に押し迫りました。そういう中、時間をつくりていただきまして本当にありがとうございます。

本日は、岩本副大臣に御出席をいただいておりますので、初めに副大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

○岩本副大臣 先生方、いつも本当に御協力、誠にありがとうございます。この場に立たせていただきまして、本当にもったいなく、また光栄に存じております。岩本司と申します。

本日の林政審議会の開催に当たりまして、委員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会では、平成24年度森林・林業白書の本文案につきまして諮問することいたしております。

昨年は、3月に発生しました東日本大震災により、森林・林業・木材産業分野でも未曾有の被害を受けまして、その復旧・復興に向けて懸命の取組みが進められました。その一方で、4月には森林法を改正いたしまして、「森林・林業再生プラン」を法制面から具体化いたしました。

また、7月には本審議会における答申を踏まえまして、森林・林業基本計画が閣議決定され、東日本大震災からの復興や、森林・林業再生に向けた取組みを本格化させたところであります。

そのような状況を踏まえまして、今回の森林・林業白書におきましては、特集章のテーマを「東日本大震災からの復旧・復興に向けて」として、森林・林業・木材産業が受けた被害、そして、そこからの復旧・復興状況について記述いたしました。また、「森林・林業再生プラン」の具体化に向けたさまざまな取組み等を紹介いたしております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、大変措辞ではございますが、私からのあいさつに代えさせていただきます。

何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事に入らせていただきますが、議事を見ていただきますと、その他を含めて7件ございますけれども、(2)のところで、ただいまのごあいさつにもございましたように、「平成24年度森林及び林業施策」(案)について、これは諮問審議、その後の答申という案件になってございますので、初めに諮問をいただきたいと思います。

皆様のお手元には多分、諮問文が配付されているかと思います。御確認をお願いいたします。

○岩本副大臣 林政審議会会长 岡田 秀二 殿

「平成24年度森林及び林業施策」(案)について

森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、別添の「平成24年度森林及び林業施策」(案)について、貴審議会の意見を求める

平成24年3月29日

農林水産大臣 鹿野 道彦(代読)

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

(岩本副大臣から岡田会長へ諮問文手交)

○岡田会長 なお、副大臣におかれましては、公務のため、ただいまをもちまして御退席されます。

御多忙のところ、本当にありがとうございました。

○岩本副大臣 どうも済みません、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。今日はありがとうございます。

(岩本副大臣退室)

○岡田会長 それでは、ばたばたとセレモニーが終わりましたので、次第をもう一度見ていただきたいと思います。この順番に従って進めてまいりたいと思います。

議事の1番目でございます。「平成23年度森林及び林業の動向」、いわゆる白書の本文と言わわれているところですが、これについてでございます。この件につきましては、施策部会を設けてございまして、昨年7月以降、4回にわたって十分なる検討をいただいたというふうに伺っております。鮫島施策部会長から検討経過の概要の御報告をお願いしたいと思います。

○鮫島委員 それでは、「平成23年度森林及び林業の動向」(案)につきまして、素案段階から施策部会において議論をいたしてきましたので、その経過について御報告させていただきます。

施策部会は、昨年7月、10月、本年2月、3月の計4回開催されました。

まず、平成23年7月13日開催の第1回施策部会においては、事務局から平成23年度森林・林業白書の作成方針について説明が行われました。特集章のテーマについては、「東日本大震災からの復旧・復興に向けて」とすることが提案されました。

説明を踏まえて、委員から主に以下のような意見が出されました。

今年度の白書の特集テーマを、「東日本大震災からの復旧・復興に向けて」とすることに異存はない。

「森林・林業再生プラン」を受けて、今年度から多くの新たな取組みが動き出すこと、震災復興には被災地の取組みだけではなく全国的な取組みが必要であることを踏まえて、記述の整理に心がけるべきである。

次に、今回の震災は甚大で、復興には相当の時間がかかると思われることから、震災の復興については、今回の白書だけではなく、その後も継続的に取り扱うべき。

更に、森林への放射性物質の影響については、可能な範囲で取り上げるべき。

以上が、第1回の施策部会での質疑ということになります。

それから、平成23年10月28日に第2回施策部会が開催されまして、ここでは事務局から、「第1部 森林及び林業の動向」の構成や、各章の主な記述事項の案が示されました。

特集章については、東日本大震災による森林・林業・木材産業の被害状況・復旧状況を紹介した上で、復興へ向けた森林・林業・木材産業の貢献として、「減災」の考え方に基

づく海岸防災林の復旧・再生、新たなまちづくりに向けた木材の活用、エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用について記述するとともに、原子力災害からの復興についても記述するとの方針が示されました。

これに対して、委員からは主に次のような意見が出されました。

東日本大震災については、余震などによる被害状況、製材工場などにおける被害状況、減災の考え方、木造仮設住宅の評価などについても記述すべき。

森林の放射性物質汚染については、今後もさまざまな調査の結果が出てくることが予想されるので、余り解釈を加えずに、どのような結果であったか、事実を記述した方がよい。

次に、林業経営の将来の具体像については、よいところだけではなく、厳しいところもあることがわかるように、幅のある記述をすべきである。

林業労働力の確保は、山村の雇用を拡大し、山村経済の活性化につながることを記述すべきである。

今後も大きな動きがあると見込まれるので、いつの時点の出来事まで書けるかを見極めて作業をすることが重要である。

以上が第2回目での意見となります。

そして、第3回が本年2月6日、それから、第4回の施策部会が3月6日に開催されました。

第3回の施策部会では、事務局が作成した「第1部 森林及び林業の動向」(案)について審議をいたしました。

最後に、第4回の施策部会では、第3回施策部会での意見を踏まえて修正された「第1部 森林及び林業の動向」(案)と「第2部 平成23年度森林及び林業施策」(案)について審議をいたしました。

これらの会合においては、委員から主に以下のような意見が出されました。

第3回の施策部会では、地震によって地盤が緩んだことにより、雨などで山地災害が発生する可能性が高まっていることを記述すべき。

東日本大震災からの復旧の取組みについて、現場における全力での努力がわかるような記述になるよう工夫してほしい。

「国際森林年」は二十数年ぶりのイベントであることから、本文で記述を充実させるべき。

将来の齢級構成の図は重要なので、説明を充実させるべき。

広葉樹材の需給動向を記述したことは評価するが、更に、広葉樹林の育成についても記述すべき。

そして、第4回の施策部会では、文字が小さい図表があるので、余裕のある箇所では、拡大して見やすくするべきである。

用材生産を目的とする広葉樹の育成については、里山林の再生以外の項目に記述すべき。

以上の議論を踏まえて、本文の記述については、部会長である私に一任されました。

施策部会としては、事務局の作成された案は委員からの意見を適切に反映しており、適切であると考えますので、御報告いたします。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。随分多くの意見交換がなされたということがよく

わかりました。

それでは、今日出されました資料1に沿って、企画課長さんから御説明をお願いいたします。

○安東企画課長 それでは、森林・林業白書の案について説明させていただきます。

白書の関係は、資料1で緑色の冊子を配っていますが、これが本体になります。それから、本体は分厚いですので、資料2で概要を配っておりますので、基本的に概要に沿って説明させていただきます。

まず、内容の説明に入ります前に、白書の作成方針等について説明させていただきます。

白書につきましては、平成21年度からトピックスを国民一般向けとして平易な記述とするとともに、本文は実務者向けとして詳細な分析を行うこととしています。また、構成についても2段組みとするなど、今までさまざまな改良を加えてきています。

更に今回の特集章では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を取り上げたことから、時系列による記録を重視するとともに、白書から詳細な資料を検索できるよう、これまで以上に資料の出典を脚注に明示するようにしました。

また新たに、目次のところですけれども、事例とコラムの目次を加えています。

なお、お配りしている本文の資料は緑色の表紙のものですけれども、これはあくまで仮に事務局で作成しているものでして、公表の際には例年どおり、業者に発注してデザインして印刷したものになりますので、お配りのものからまた更に読みやすいものになろうかと思っております。

それでは、資料2の概要版に基づき、内容について説明させていただきます。

まず1ページから2ページですけれども、今年度の特徴的な動きを紹介するトピックスを掲載してございます。

1ページの上、トピックスの1.ですが、「森林・林業再生プラン」の実現に向けた具体的な改革の内容について記述しており、平成23年度を「森林・林業再生元年」として、森林法の改正や基本計画の見直しなどを行ったことを紹介しております。

その下、トピックスの2.は、東日本大震災や台風・集中豪雨等について、平成23年は東日本大震災により甚大な被害が発生するとともに、台風の相次ぐ上陸や集中豪雨などにより山地災害が多発しており、災害の復旧や復興に向けた取組みを紹介しています。

2ページの上、トピックスの3.ですが、「国際森林年」の盛り上がりとして、期間中に開催したさまざまなイベントやフォレストヒーローズの顕彰などについて紹介しています。

その下、トピックスの4.は、小笠原諸島が世界自然遺産に決定したことを紹介しております。

めくっていただいて、3ページからが第1章の特集章です。特集章は「東日本大震災からの復旧・復興に向けて」ということで、中身は5つの項目に分けて整理しております。

1つ目に、被害と初期対応についてですが、(2)にありますように、森林・林業・木材産業でも15の県において、林地荒廃、治山施設・林道施設などの被害や、木材加工・流通施設や特用林産施設等の被害などが発生しております。

(3)になりますが、林野庁では震災を受け、発生直後から被災状況の把握、応急用食料の輸送、仮設住宅用木材の供給、瓦れきの一時置き場としての国有林野の無償貸し付け

などに取り組んでいます。

次に、4ページが5項目のうちの2つ目の復興方針についてです。

まず（1）ですけれども、東日本大震災復興構想会議が6月にまとめた「復興への提言～悲惨のなかの希望」を受けまして、政府として7月に復興の基本方針を策定しており、森林・林業・木材産業について、この中で地域の基幹産業としての再生、住宅や公共建築物への地域材利用の推進、木質バイオマスによるエネルギー供給体制の構築等に取り組むことが示されています。

その下の（2）ですが、被災した各県でも各県の復興方針を策定しており、それぞれ森林・林業・木材産業に関連する取組みが掲げられています。

5ページからが、5項目のうちの3つ目の復旧に向けた取組みです。

まず、（1）の（ア）、森林についてですが、約4,000か所の山地災害が発生し、特に青森から千葉にかけての太平洋岸で約250か所の海岸防災林が被害を受けております。こうした被害からの復旧に向けて、補正予算により、復旧整備等を進めています。

その下の（イ）、林業ですけれども、合板工場と製紙工場の被災により、これらの工場に供給されていた合板用材や木材チップの流通が停滞しました。また、一部の森林組合では、人的被害が発生するとともに、施業集約化のためのデータも失われております。林野庁では、被災した工場に出荷した原木などを被災していない工場に出荷する場合への流通コストの支援などを行っています。

6ページの（ウ）、木材産業についてですが、木材加工・流通施設115か所が被災し、特に合板工場について、国内の合板生産量の約3割を担っていた6工場が被災したことから、震災直後から合板の安定供給に対する不安の声が上がりました。これに対し林野庁として、震災発生直後に災害復旧木材確保対策連絡会議や合板需給情報交換会を開催し、木材需給の安定に努めるとともに、合板業界では、被災していない工場での増産体制を整備して、合板の生産規模の維持に努めました。このほか林野庁では、被災した施設の復旧・整備への支援などを行い、製材・合板等の生産が順次再開されているところです。

次に7ページから、復興へ向けた森林・林業・木材産業の貢献として、海岸防災林の復旧・再生、新たなまちづくりに向けた木材の活用、エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用の3点を取り上げています。

まず7ページで、1点目の海岸防災林についてです。

2つ目の箱にありますように、林野庁では海岸防災林の再生に関する検討会を開催し、本年2月に報告書をまとめました。この報告書において、津波被害の軽減効果が見られることから、多重防御の一つとして海岸防災林を位置づけ、海岸防災林の再生の方向性として、この7ページの下の図にあるとおり、4つのパターンを提示しております。今後、この検討結果を踏まえ、海岸防災林の再生に努めてまいります。

8ページになりますけれども、今回の震災による津波では、海岸防災林について、津波エネルギーの減衰効果と漂流物の捕捉効果が確認されるとともに、到着時間の遅延効果も発揮したことが確認されています。また、地盤高が低く地下水位が高い場所では、立ち木が根返りして流木化したものが多く確認されており、地形等によっては、森林造成のための盛り土を行う必要があります。更に海岸防災林の再生には、1,000万本以上の追加的な苗木の供給が必要になります。

以上のような分析を踏まえて、下の箱に書いてありますけれども、海岸防災林の復旧・再生に当たっての留意点を7点整理してございます。

続いて9ページですが、復興への貢献の3点のうちの2点目で、新たなまちづくりに向かた木材の活用についてです。

東日本大震災では、被災者の住まいの確保のため、約5万3,000戸の応急仮設住宅が建設され、そのうち約4分の1が木造で対応されました。更に復興に向けて、昨年12月に復興住宅を木造で整備するため、木造復興住宅に関するガイドラインが策定されています。

下の段に移りますが、今回の震災では、東北地方のみで復興に必要な木材を賄うことは量的に困難であり、全国規模で木材供給体制を強化することが必要です。更に今回の木造の仮設住宅に対しては、結露などが発生せず、断熱性も高いことが評価されておりまして、今回の経験を踏まえて、昨年9月に全国木造建設事業協会が設立され、各都道府県と災害協定を締結し、木造応急仮設住宅の供給体制を整備するということを目指しています。

10ページに移りますが、津波による建物の被害については、国土交通省の調査により、浸水深2m以下の場合には全壊となる割合が大幅に低下することがわかっており、木造の建物も同様の傾向を示しております。また、今回の震災では、地震の揺れ自体による木造建築物の被害は比較的軽微でした。これは平成7年の阪神・淡路大震災で木造住宅の耐震性能が大きな問題となつたことから、以後に建てられた木造住宅については耐震性が向上しているということも理由になっています。

以上のような分析を踏まえまして、下段に書いてございますけれども、新たなまちづくりに向かた木材の活用に当たっての課題を4点整理しています。

11ページ、復興への貢献3点の3つ目「(ウ)エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用」についてですが、今回の震災では、約2,250万トンの災害廃棄物が発生し、木質系廃棄物については木質ボードやボイラー燃料、発電などへの利用が期待されています。

2つ目の箱になりますけれども、木質バイオマスによる発電は、エネルギー変換効率が低いとする報告もあり、木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、熱利用または熱電併給を基本とすることが重要です。

以上のような分析を踏まえ、一番下の箱にありますように、エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用に当たっての課題を3点整理しています。

12ページからは特集章の5項目のうちの4つ目として、原子力災害からの復興についてです。(1)で原子力災害の発生について記述をし、(2)で原子力災害の影響について整理をしています。

(2)ですけれども、原子力災害を受け、食品に含まれる放射性物質の暫定規制値が設けられ、一部の地域で露地栽培の原木しいたけなど、特用林産物から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷が制限されています。

また、肥料などに含まれる放射性セシウムの暫定許容値が設定され、一部の樹皮から暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことから、堆肥用の樹皮の出荷が減少し、福島県及び周辺県の工場では、樹皮を自社工場内に保管せざるを得ず、樹皮の処理や利活用が課題となっています。

更にきのこ原木、菌床用培地、調理加熱用の薪と木炭について、放射性セシウム濃度の

指標値を設定しており、福島県ではきのこ類やしいたけ原木の生産が大幅に減少しています。特に他県から調達されるしいたけ原木の半分以上が福島県産であることから、しいたけ原木の安定供給に影響が生じています。

13 ページ「(3) 原子力災害への対策」といたしまして、まず福島県内の森林全域を対象として、空間線量率と土壌などにおける放射性セシウムの濃度を調査しております。また、森林内の土壌や落葉層、葉、幹などの部位別に、放射性セシウム濃度と蓄積量の調査を行い、更には杉の雄花に含まれる放射性セシウムの濃度を調査しております。

14 ページ、昨年 12 月には環境省が「除染関係ガイドライン」を策定して、森林の除染についてもそこに記されているような指針を示しました。林野庁では森林の汚染状況の把握や除染技術の開発を進めるとともに、地方自治体から、汚染土壌などの仮置き場として国有林野を使用したいとの要請があった場合には、無償貸付により積極的に協力することとしています。

以上のような分析を踏まえ、「(4) 課題」のところにありますように、原子力災害からの復興に当たっての課題を 7 点整理してございます。

次に一番下の箱ですけれども、特集章の 5 項目の最後といたしまして、「震災からの復旧・復興と森林・林業の再生」として、被災地の復旧・復興には、復興用木材やエネルギー供給のため、地域の基幹産業として森林・林業の再生を進める必要があることを指摘しています。

特に全国での森林・林業の再生に向けた取組みにより、復興に必要な木材を全国から安定的に供給する体制を構築すること、被災地における先進的な取組みを全国の先導的なモデルとして生かしながら、我が国全体の森林・林業の再生を更に進めることを記述しています。

以上が第 I 章の説明となります。

第 II 章以降は主な記述項目を中心簡潔に説明させていただきます。

まず 15 ページ、16 ページが「第 II 章 地球温暖化と森林」になります。

15 ページの上段で、地球温暖化の現状と我が国の温室効果ガスの排出状況を紹介した上で、下段において、森林吸収源対策や森林関連分野のクレジット化の取組みについて記述しています。

16 ページ上段では、木材利用による地球温暖化防止について記述をしています。

16 ページの下段では、昨年 11 ~ 12 月に開催された COP17 の結果などについて紹介をしております。

17 ページからが「第 III 章 多様で健全な森林の整備・保全」になります。

17 ページ上段では、森林の有する多面的機能と森林資源の現状について記述しています。

下段では、森林整備の必要性や間伐の実施状況、花粉の少ない森林づくりについて記述をしています。

18 ページの上段では、森林における生物多様性の保全として、小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載などについて記述をしています。

その下の (5) では「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組みとして、森林法の改正、基本計画及び全国森林計画の見直しについて記述をしております。

下段では、国民参加による森林づくりを紹介するとともに、昨年の国際森林年における関係行事などを記述しています。

19 ページでは、保安林や治山対策、野生鳥獣被害対策、森林被害対策などについて記述をしています。

20 ページでは世界の森林の動向として、世界の森林は依然として減少していることや、持続可能な森林経営に向けた国際的な動向、我が国の国際貢献について記述しています。

21 ページからは「第IV章 林業・山村の活性化」です。

まず 21 ページの上段では、林業産出額の動向を紹介した上で、下段で林業以外で生計を立てている林業経営体が大半であること、山林に係る相続税の納税猶予制度が創設される予定であることなどを記述しました。

22 ページでは、上段で森林組合や素材生産業者などの林業事業体の動向や女性による林業に関する情報発信の取組みなどを紹介しています。

下段では、林業労働力の動向に関し、緑の雇用事業により、新規就業者数が増加傾向にあることを記述しています。

23 ページに移りますが、上段で「2. 林業の再生に向けた取組」として、施業の集約化や森林管理・環境保全直接支払制度の導入、路網整備の加速化などについて記述しています。

下段では、森林・林業の再生に向けた人材の育成として、准フォレスター研修の開始などについて記述しています。

24 ページでは、山村における過疎化、高齢化の現状や、山村活性化に向けた 6 次産業化の取組みなどを記述しています。

次に 25 ページからは「第V章 林産物需給と木材産業」です。

25 ページの上段では、世界の木材需給動向を紹介した上で、我が国における木材需給動向について記述しました。平成 22 年の木材需給率は、前年比 1.8 ポイント減の 26.0 % となっております。

下段では我が国における木材の国別輸入量の推移を分析しました。丸太、製材、合板とともに最近 10 年間で減少しています。

26 ページ上段では、木材価格の動向について分析しています。

下段では、合法木材や特用林産物の動向について紹介しています。

27 ページ、木材産業の動向について、上段では製材工場の大規模化が進んでいること、合板用素材に占める国産材の割合が 65 % に達していることを記述しました。

下段では、新流通・加工システムや新生産システムによる取組みを紹介しています。

28 ページでは、「3. 木材利用の推進」として、住宅分野における木材利用、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出、木材利用の普及啓発について記述しています。

29 ページからは「第VI章 『国有の森林』としての国有林野の管理経営」です。

ここでは冒頭で国有林野の役割を記述した上で、国有林野の管理経営として公益的機能の維持増進を旨とした管理経営、国民参加によるものづくり、生物多様性の保全などについて紹介をしています。

30 ページの下段の方に、国有林野事業における改革の取組みとして、本年の通常国会

に国有林野事業特別会計を廃止して、一般会計で実施するための法案を提出したことを記述しております。

以上で、23年度森林及び林業の動向について説明を終わります。

あと説明と直接は関係ないのですけれども、手元に森林・林業統計要覧をお配りさせていただいておりますが、これは政策部会の鮫島部会長からの御要望を踏まえて皆様方にお配りをさせていただいておりますので、適宜御活用、御参考いただければ幸いです。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。

皆様から御質問をいただきたいと思いますが、いろんなことがたくさんあった年で、特にただいまの御説明もそうでしたが、震災に関連した説明をたくさんいただきました。各章全体の中でも本文190ページのうちのおよそ50ページが震災の詳しい整理と、施策部会の中で多くの意見があったようですが、きちんと復興に向けての課題を整理していただいているという意味で、私は大変歴史に残る白書かなという印象を読んだ瞬間受けました。

それはさておいて、皆さんから御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員 本当にいろいろな意見を反映していただいて、情報が非常に充実していて、いい白書になったのではないかと個人的にも思います。これはお願ひなのですけれども、もしかしたら印刷業者さんの方で最後に調整されるのかもしれないのですけれども、図表とか事例とか表の頭書きの表記がございますが、これが最初の方はきちんとレイアウトされているのですけれども、68ページ辺りから頭書きがぎちぎちになっているのです。レイアウト上もし調整が効くものであれば、せっかくできのいい白書ですので、この辺の調整をお願いしたいなど。詰まっているのです。済みません、重箱の隅をつつくような指摘で心苦しいのですが、お願ひします。

○安東企画課長 御指摘ありがとうございます。もう一度確認をして、業者に発注する際に注意したいと思います。

○岡田会長 そのほかにはいかがでしょうか。

島村委員、どうぞ。

○島村委員 見させていただいて、これは注文ではありません。非常によくできていると思います。特に歴史的な事態が起きて、それをきちんとここに書かれるということで、この中で見ていまして、やはり海岸の保安林の復旧の考え方、かなり詳細に書かれていますし、あと特に原子力の放射能に関することはかなり精力的につくっていただいているし、それとこれは私も以前申し上げていたのですけれども、復興の1つの基本というか、森林をベースにして復興の基盤にするというところはかなり書き込まれていますし、正直これをつくっていただいたことに対して非常に敬意を持っています。注文はありません。

○岡田会長 評価が高くて結構なのですが、そのほかありませんか。

私は注文ですが、この概要版もパブリッシュされて公になりますね。

○安東企画課長 いろんなところで使います。

○岡田会長 そうですね。加賀谷委員と同じようなことなのですが、例えば1ページなどの写真はきちんと出ているのですけれども、被災状況とありますが、本文の中ではきちんとどの地域なのだという明記がありますね。この概要版の後ろの方にいきますとやはり地

域名が入っていたりしますので、例えば7ページなどです。こういう統一はきちっとした方がよろしいかなと思います。

本文のところで33ページですが、せっかくきちっと出典がわかるようにというようなことで、今回は今までとは違うのだということで御説明もいただきましたが、この図I-13は名字だけで、あとは年号だけで、ここが不親切かなと。これでたどれるかなと思うたりしますので、何点か残ってはいますので、是非ともせっかくのできのいい白書ですから。

○安東企画課長 概要版の地域の御指摘はもう一回注意をしてみたいと思います。

本文の33ページの図I-13についてなのですけれども、右側の文章の方を見ていたきますと、図I-13に79という脚注を付けていまして、一番下の79を見ていただきますと、五十田博（2011）と説明を付けていますのですが、それでもわかりにくいですか。

○岡田会長 この図にしたところは全部どこかでは統一が必要ですね。大変詳しいあれが付いているところもあるし。

○安東企画課長 基本的にはこの左も見ていただきますと、例えば同じ32ページの図I-12のところも、資料としては国交省とだけ書いてあるのですけれども、文章の方で脚注を70番と振ってあって、下に70番として説明を書いてあるというふうな、基本的にはそういう方針ではありますが、必ずしもほかを見ると統一されていないので、直せるかどうか。

○岡田会長 そのほかいかがですか。ありがとうございました。

それでは、大変皆さんから高い評価をいただきましたので、この件につきましては、これまで林政審議会としては意見がなく大変結構だということで処理をしたいと思います。

それでは、続きまして、先ほど農林水産大臣から諮問がありました件でございます。24年度の森林及び林業施策案の審議でございます。これにつきましても同様に施策部会において検討をなさっております。概要の御説明をまず部会長さんからお願いいたします。

○鯫島委員 それでは、平成24年度森林及び林業施策案につきまして、施策部会における審議の概要について報告いたします。

森林及び林業の林業施策は、森林・林業基本法の規定に基づき、政府が毎年、森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、立法措置などをとりまとめるものです。施策部会では、第3回会合で平成24年度森林及び林業施策の作成方針について、また第4回会合で本文案について審議を行いました。

事務局からは、森林・林業基本計画の見直しを踏まえて、同計画の施策の体系に沿った構成となるよう構成の見直しを行った上で、平成24年度の取組みとして、森林経営計画に基づく林業施策の推進、路網整備の推進、国土の保全などの推進、フォレスター現場技能者など人材の育成、木材利用の拡大などの主要施策を適切に記述するとともに、東日本大震災からの復興に向けた施策を新たに加えたとの説明がありました。これに対して委員からは、特段の指摘や異論はありませんでした。

以上の議論を踏まえて、本文の記述については私に一任されました。施策部会としては、事務局作成の案は適切であると考えますので、御報告いたします。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、少し内容に関わるところを同様に企画課長さんからお願ひをいたします。

○安東企画課長 それでは、先ほどの資料2の一番最後、31ページ、32ページに平成24年度森林及び林業施策の概要についてまとめさせていただいておりますので、それに基づき説明をさせていただきます。

森林及び林業施策につきましては、昨年、森林・林業基本計画の見直しを行っていますので、その計画の施策の体系に沿った構成となるよう、構成の見直しを行っております。

内容といたしましては、昨年度に引き続き、森林・林業再生プランの実現に向けた施策を記述するとともに、新たに東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策を追加いたしております。

その関係につきまして、まず概説におきまして復旧・復興に取り組む必要性を記述しております。更に「I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」といたしまして、中ほど4つ目の括弧になりますけれども、東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進として、海岸防災林などの早期復旧整備を記述しております。

更に一番下の森林を支える山村の振興の欄に、被災地での生産再開への支援、きのこ原木などの放射性物質の影響調査等について記述しております。

32ページ、「III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策」につきまして、3つ目の括弧になりますが、東日本大震災からの復興に向けた木材などの活用といたしまして、復興に必要な木材の安定供給の推進、被災地における木質バイオマス関連施設の整備などを記述しております。

簡単ではありますが、以上で説明といたします。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、この件に関して皆さんから御質問、御意見をいただきたいと思います。

冒頭、課長さんから御説明がありましたように、Iの多面的な機能の関連のところ、IIの林業に関連したところ、IIIの林産物に関連したところ、IVの国有林野、Vの団体、この順番と構成は、実は皆さんに7月に議論いただきました森林・林業基本法の体系ですというお話です。森林・林業基本法というのは、実は少し違うのですが、この間、プランという大きな整理をし、その上で基本計画の改定という中でこういう構成をとっているのです。それと同じような形で24年度の施策対応については整理をした。

御質問、御意見、いかがでしょうか。

それでは、ただいま御説明、施策部会からの説明、重ねまして、本審議会としていただきましたが、特段の質問、意見もなく、審議会としてのまとめをさせていただいてよろしくうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、修正もなく、基本的には適当であるという答申文にさせていただきたいと思います。文書をちょっとお配りください。

(答申(案)配付)

○岡田会長 「『平成24年度森林及び林業施策』(案)について(答申)」ということで、記の部分でございますが、「『平成24年度森林及び林業施策』(案)について、別添のと

おり定めることが適當である」。こういう答申をさせていただきたいと思います。よろしくうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、次第をごらんいただきますと、3番目「国有林野法案について」でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木経営企画課長 経営企画課長の鈴木でございます。

それでは、国有林の法案について御説明をしたいと思います。資料番号3番からが国有林の法案の資料になってございます。

当該法律につきましては、12月16日に今後の国有林野の管理経営の在り方についてということで、林政審議会から御答申をいただいておりまして、今回、別途配付をさせていただいております。この答申の中でございますが、冊子を見ていただきますと、19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページにVといたしまして、必要な法的措置についてという項目がございます。

国有林野の管理経営については、国民の期待を踏まえ、今後、民有林や地域の関係者との連携を一層深めながら、組織・事業・資産の一体的な取扱いを前提として、国有林野の資源、フィールド、人材等を公益的機能の一層着実な発揮や、我が国の森林・林業の再生などのために活用していく方向に改める必要がある。

こうした管理経営の方針の転換を受け、管理経営の目標や計画に係る規定の見直しを行うとともに、民有林と国有林の連携の推進などを図るための具体的な法制度上の措置などについても検討する必要がある。また、上記のような国有林野の管理経営の方針の転換に伴い、国営企業及び企業的運営を廃することとなるため、これらを前提とした経理区分、労務関連の法制度の見直し等を行う必要がある。

このように御答申をいただいております。

これを踏まえまして、法律の検討をしたわけでございます。

資料3を見ていきたいと思います。今回の法律の題名につきましては「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案の概要」ということで、非常に長い名前になっておりますが、主な法律改正といたしましては、1番、2番、3番に掲げる3つでございます。

3番を見ていきますと、特別会計に関する法律の一部改正ということで、現在、国営企業の運営のための国有林野事業特別会計を廃止して一般会計において実施する、既存の累積債務につきましては、従来のスキームを踏襲いたしまして、林産物収入等で返済し、新たな国民負担を生じさせないこととして、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置するということでございます。

これは、平成60年までに返済が終わるとなくなるということでございますので、暫定的な特別会計という位置づけにさせていただいております。こういった特別会計を廃止するに当たりまして、答申にもありましたように、国有林の基本方針を変えていくということでございますので、基本的な法律でございます「1. 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正」を行うということでございます。

1番の（2）の②を見ていただきますと、今後、今までの計画に加えまして、森林における生物多様性の保全であるとか、需要に即した林産物の供給、これは答申の中にもありますけれども、価格が下落したときに国有林を多く出すようなことはしないということで、民有林に迷惑をかけない林産物の供給であるとか、更には山村に重要な産業でございます林業の人材の育成を図っていく。①にありますように、国有林と民有林の一体的な整備、保全に関する事項を追加するということでございます。これにつきましては、国有林の中にばつんと介在する民有林などがあった場合、民有林だけではなかなか何ともできないという場所がございます。こういったところについても、国有林でよく調整をしながら、事業を実施できるようにしていきたいというものです。

これを担保するために「2. 森林法の一部改正」ということで、森林管理局長は民有林の森林所有者と協定を結んでやっていくという手法を規定させていただいております。

(3)にありますように、国と国有林の中に民間の方が木を植えるという分収林制度というのがございます。現在、法律上は80年ということになっておりまして、80年経つと全部皆伐をしなければならないという規定でございます。そうなりますと、水源林の木を1回切ってしまうと、もう一回投資して機能を回復するために時間がかかるということ、更には寺社仏閣用の材料などは80年ではとても物になりませんので、こういったところについては80年を160年にできるという、契約期間を延長できる規定を盛り込ませていただいております。

(4)にありますように、国有林のそばにある集落にあっては、共用林野制度というものがございます。地域の方が薪を使う場合に、国有林野を優先的に使っていいという規定なのですが、規定上自家用ということになっています。自分の家しか使えない。これを集落単位のバイオマスエネルギーに活用してもいいというように法律を拡充するということを考えているところでございます。

4番がございますが、労務・給与関係法律の一部改正ということでございまして、先ほどの答申にもありました、国営企業形態の廃止ということで、今まで労使交渉等によって決められてまいりました労務・給与等について、一般公務員と同様の仕組みに変更するということでございまして、給特法の廃止など、大きな法律の中に入っております。企業用財産などいろいろな国有林独自の用法がございますので、全体では58本の改正になるということでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日ということで、来年の4月1日に向けて移行準備をしながらやっていきたいということで、法律を提出させていただいております。

資料番号5の一番下を見ていただきますと、期待される効果ということで「国有林と民有林の一体的な整備・保全が図られ、森林の有する公益的機能が十全に発揮される。」ということでございまして、公益的機能のより一層の発揮と、森林・林業再生プランに掲げられた、自給率50%に向けて、国有林が貢献していく体制がとれるのではないかと考えております。

資料番号の6番は、それを一体的にまとめた法案の関係資料ですので、厚くて重いですけれども、見ていただければと思っております。

続きまして、資料8について御説明したいと思います。これにつきましては、先ほどの国有林部会の中でもありました、債務返済の見通しについて、4パターンを示して記

述させていただいております。その中で、平成 60 年までに返せる見込みを表したものでございますが、その 4 パターンの中でどれを試算として採用するかということにつきまして、資料 8 にまとめさせていただいたものでございます。

前書きにありますように「この試算は、一般会計化後の国有林の債務の返済見通しについて、一定の前提の下に試算したものである。」という前提条件でございます。前提条件につきましては、国有林野につきましては、森林経営用財産ということで、企業用財産から森林経営用財産という概念に移すということでございますが、ここからの収入である林産物収入、貸付料収入、林野・土石売払収入を収入とするということでございます。

収穫量につきましては、平成 10 年の抜本的改革の際に行った長期収支試算の収穫量と、現在の収穫量にどれくらい差があるかというのを調べまして、98 % でございますので、これにより調整した見込み数量を計上させていただいています。

販売額につきましては、この表にありますように、平成 22 年度の実績をベースとしてつくらせていただいております。ただし、立木販売の主伐につきましては、部会のときの資料にも入っておりますように、今後路網整備を推進して高性能林業機械を入れていくということでございまして、生産コストの低減を見込んでおりまして、10 年後には 4,000 円と考えております。単価につきましては、リーマンショック後の非常に価格が低下したものをベースとしておりますので、非常に厳し目に計上されたものでございます。

貸付料、林野・土石売払代につきましては、現在の数字をベースとしまして、今後の制度の動き並びに需要のトレンドを考えまして、安全な数字としてそれぞれ 30 億円、10 億円と計上させていただいております。

債務返済額については、林産物収入等からかかる経費を引いて繰入れるというシステムでございますので、所要経費を見込んで差し引くということにいたしたいと思っております。

2 ページをお開きいただきたい。それに基づきまして、平成 25 年から 5 年刻みで平均として掲げたものでございます。上にありますのが、債務返済に充てる収入額、下の方にありますのが、それにかかる経費でございます。これを、A から B ら引くという形でございまして、引いたものを返済していくということでございまして、平成 25 年度からの 5 年間については 90 億円、200 億、370 億となっておりまして、平成 60 年には 1 兆 2,800 億ということで、現在の債務残高と同じということでございます。ということは、平成 60 年にはお返しできるという試算になるということでございます。

3 ページに債務返済のイメージということで書いてございます。法律上もこの中身についてきちんと記述させていただいておりますけれども、ポイントは立木、林野、土地の資産は一般会計に所属するので、一旦一般会計から発生した収入は歳入として一般会計に計上される。そこから必要な経費を控除した額を債務管理特別会計という経理の特別会計に入れて、そこから元本返済をしていく。利子補給については、従前どおり利子を補給しながら特別会計を実施していくという形になろうかと思います。

この結果、これを返し終わると、この特別会計はなくなるという形になろうかと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○岡田会長 ありがとうございました。

資料の3から8までのそれぞれが要約的にはなっているのですが、全体としては大変膨大な内容です。これも、恐らく大変歴史的な、非常に画期性のある法律改正がなされると認識しております。2010年11月のときにプランの骨子案、改革のまとめというのが出されております。それに従って、そこには国有林野はきっと民有林と一体となって、あるいは公益性を強めた形で新しい管理形の在り方を追求してくださいということが出されているのです。それを受け、昨年の1月から11月まで、都合何回だったでしょうか、毎月プラスαぐらいの国有林部会を行いました。最後のときには、林政審議会で答申ということで、国有林野の管理経営について新しい姿というものを答申をさせていただきました。それに基づいて、所要の法律改正と具体的な中身が今回、このようになります。国会で今、審議中だということで、私どもが提案した内容がきっと盛り込まれているかどうか、そこでの整理というのが私どもも同時に確認していただく、ここが今日の議論でございます。

いかがでしょうか。御質問、御意見いただきたいと思います。

どうぞ。

○合原委員 極めて単純な質問で申し訳ないのですが、わからなかつたので、資料8の林産物収入の数字的なものと、販売額の実績単価とございますね。主伐が2,600円から4,000円/m³、間伐が2,000円/m³。この関連で、林産物収入の230億円というのと、下の収入の確保に対する経費、業務管理費はわかるのですが、事業的経費というのはどう理解した方がいいのかと思ったのですが、2,000円という単価というのは、いわゆる民有林で言ってしまうと、補助金とかいろいろ積み重ねて塗った後に所有者がもらってしまうお金という形で解釈していいのですね。なので、そうすると、事業的経費、伐採搬出経費というのはどこで考えた、数字的にはどこに出てくるものかというのがわからなかつた。

○鈴木経営企画課長 立木販売の2,000円とか4,000円とか書いてあるのは、いわゆる山主手取り分と考えていただいて結構だと思います。立木販売の場合は立ったまま売りりますのでその経費で終わりなのですから、製品販売については、1回間伐等をした場合に丸太に切れますね。その経費というのは、林産物等収入の経費の中で見るわけですけれども、それに係る人件費や収穫調査の経費のほかに切る経費などはありますね。運搬経費や市場の手数料などが事業的経費の中に見込まれていると解釈していただければ結構かと思います。

○合原委員 そうしたら、システム販売の分だけが事業的経費の中に入りますね。いわゆる製品、素材生産なので。

○鈴木経営企画課長 全部がシステム販売ではないので、一部市場に委託したり、自分たちの山土場で売ったりするのもありますので。中身的には同じなのですが。

○合原委員 私、民有林の方によく質問を受けるのです。私どもは間伐などをする場合に補助金を受けたりするのですが、国有林は民間より伐採搬出単価というのがかなり高いので、そこら辺は国有林にも民間と同じように補助金があるのだろうか、その補助金があるとしたら、それは数字的にどこで見たらいいのかと思ったのですが。

○鈴木経営企画課長 間伐の場合は、いわゆる森林整備費として一般会計からいただいたりするわけなのですから、国有林の単価が高いというのは一概には言えないと思います。けれども、優秀な素材生産をやられる方はコストが低いです。我々としては、入札をして、なるべく安い生産コストで上げるようにしたいと思っておりますが、これしかお金がない

のでこれでやってくれというのは、なかなか国の仕組みではできないので、そこは一部民間の方が安い場合も勿論あると思いますけれども、必ずしも一概ではないと思いますので、ちょっとそこのところは。

○合原委員 一概ではないというか、基本的にそれは別にここで議論する問題ではないのですが、こここの事業的経費として見てよろしいところですね。わかりました。

○岡田会長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○鈴木委員 この答申をしたときには、今までこうでこうしたらしいですねということが答申になっているわけですが、今、御説明いただいた段階は、こう変わるというときの途中の過渡的ないくつかのこともあるのではないかと思います。こう変わりますという御説明いただいたけれども、過渡的にこういう中身がありますというのが何かあれば、補足で説明をいただけないかと思います。

法律が通つたらすべてのものが一気に変わるものではなくて、中間措置みたいなものが幾つかの部分であるのではないかと想像しますが、そういうところの御説明というのがもしあればいただきたい。

○鈴木経営企画課長 いわゆる経過措置みたいなことでしょうか。

施行日は、来年の4月1日を予定しております、決まればそれにのっとってやっていくということになります。今、これは法律事項といわれる法律にかかるものだけを並べたものでございます。そのほかに林政審答申でいただいた仕事の仕方などでは、規程などの見直しをやっていきますので、その中でほかのものも補完しながら全体として動かしていくという形なのだと思います。そういう意味で、実質的な移行はするのですけれども、すべて答申に書かれたことがぴしっと全部行きわたるということになると、若干移行してから時間はかかると思います。しかし、仕組みとしては4月1日から移行することになります。

○岡田会長 法令には閣議決定による政令事項というものもあったり、省令レベルでも政策をきっちり遂行していく大事な部分というか、まさにそこが根幹だというものもありますし、今は法律の次元のところで皆さんのが答申をきっちり盛り込んでいるか、あるいはそこを再度確認いただきたいというレベルです。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○鮫島委員 幾つか質問があるのですけれども、まず、資料3で1の(4)のところで、地域の共同のバイオマスエネルギー源として、これは具体的にどういうことを指しているのだろうかということが1つ。

資料7で人工林と天然林と面積がある程度出ているわけですけれども、実際ある量に比べてある程度少ないですね。その上に公益的機能別施業森林という言葉があるのですけれども、この意味、定義を説明いただきたいということと、先ほどの合原委員の質問のところと同じ場所なのですが、林産物収入というのは額が出ているわけですけれども、どういう形で売るということを想定されているのか、これは今の実績に基づいた数値なのか、木材を売るわけですね。だから、どういう形で売ったことを想定してこういう額を算出しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○岡田会長 お願いいたします。

○鈴木経営企画課長 まず、資料3の件でございますけれども、これにつきましては、その地域で、例えば木材チップを使って集落ぐるみの熱電供給をするとか、コジェネとかありますけれども、そういうものに使う場合ということを想定して書いてございます。

2つ目は、森林計画の対象となるものを載せているということでございます。現況が森林の面積を掲げてございますので、それ以外のところは若干除いてある数字なので、少し数字が違うという形になるのではないかと思います。

もう一点、先ほどおっしゃいましたのは、木材販売の実績でございますので、いろいろな売り方をしておりますけれども、それを単純に平均した数字を使って書いてございます。

○鮫島委員 そうすると、将来というのは今の実績に対して出ていく量をそのまま掛けていったというものですね。

○鈴木経営企画課長 そういうことです。

○岡田会長 よろしいですか。この「共同の」というのは、改めて共同を言っていますから、今の普通共用林野だとか薪炭共用林野の契約の相手は個人になっているという意味合いでですね。自家用ですから。それをグループであっても、集落単位であっても、あるいはそれ以外のもうちょっと大きな含意であっても、それは共用林野のこれまでの契約の相手とは違って、すなわち要件緩和して利用していただくという意味合いでですね。

そのほか、御質問はいかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、私どもの答申に従った、当面この法律に基づくところの所要の改正なり、そこでの整理というのはこういうものだということで、御確認をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、次の4番目の事項でございます。これは治山課長さん、御提案をお願いいたします。

○黒川治山課長 治山課長でございます。

私の方から資料9に基づきまして「今後における海岸防災林の再生について」の御説明をさせていただきます。

先ほど白書の動向編の説明の中でも、海岸防災林についての御説明をさせていただいたわけでございますが、昨年の東日本大震災で津波による大変大きい被害がございました。それによりまして、海岸防災林も甚大な被害を受けたわけでございます。

そういうことを踏まえまして、海岸防災林の被災状況を把握する。そして、海岸防災林の効果を検証する。そして、復旧方法を検討するために、昨年5月から海岸防災林の再生に関する検討会を設置いたしまして、外部の識者による検討、御意見をいただきてきたところでございます。

昨年7月の林政審議会におきまして、中間報告については御説明をさせていただいたところでございます。その後、2回の検討会を開催いたしまして、その間、現地調査なども行い、そういう結果も踏まえて御提言をいただき、今年の2月1日に公表させていただいたところでございます。

それでは、資料9について御説明させていただきます。

この辺につきましては、中間報告のときにも御説明したところでございますが、大変甚

大な被害で、海岸防災林が 253 か所、1,718ha の甚大な被害が発生した。

一方では、津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉、そういったところで効果が見られたところでございます。

左側の赤枠のところを見ていただきますと、被害の状況でございます。岩手県の陸前高田市におきましては、堤防から始まりまして、海岸防災林、そしてその後の住宅等、かなり大きな被害があったわけでございます。

一方、茨城県の大洗市の被害を見てみると、防潮堤のみが被害を受けている。そういったところもございまして、地域の地形条件ですか、あるいは津波の大きさ、そういうしたものによって被災状況もさまざまであったということでございます。

下のところに「根返り被害」と「幹折れ被害」と書いてあるのですが、これが現地調査の中でもわかつてきただけでありますけれども、例えば宮城県の仙台市では、根返りということで根こそぎ倒れているところでございます。一方、岩手県の野田村では、幹の途中で折れている。いずれにせよ、どちらも津波の力に押し切れなかった。大変大きな津波だったということなのですけれども、なぜこのような差が出てきたかというと、どうも地下水が影響していたのではないかと。樹木も根を下に伸ばしていくわけでございます。松はもともと深根性で、かなり下の方まで、3メートルぐらいまで根は伸びるわけですけれども、この宮城県の仙台市周辺は、大変その地域の地下水位が高くて、大体1メートルぐらいです。そうしますと、そこまで根が伸びると、もう根はそれ以上伸びようとしないで、横の方に伸びていってしまうということで、根が浅くなり、津波等でこれが根こそぎ流されたということを踏まえつつ、今後の対応等も後ほど御説明をさせていただきたいと思います。

右側のページは、今の津波エネルギーの減衰とか漂流物の捕捉の効果でございます。青森県八戸市の例を見ますと、海岸防災林が前にあったために、浸水はしたものの住宅は保全されたとか、あるいは船ですとか鋼管のようなものを海岸防災林が捕捉した。そういう捕捉効果、エネルギーの減衰効果も見られたということです。

また、到達時間の遅延効果ということで、先ほどの白書の方には書いてあったのですが、八戸市のデータを使いまして、森林総研の方でシミュレーションを行ったものでございますけれども、海岸防災林の林帯があったどころか、ところによって、津波の到達時間の遅延効果が見られたということでございます。

2ページ目の「海岸防災林の再生の基本的な考え方」ということでございます。今回の津波による甚大な被災状況を踏まながら、海岸防災林が持っている飛砂とか風害の防備、そういった災害防止の機能に加えまして、津波に対する被害軽減効果も考慮した海岸防災林の復旧・再生を検討していく。

具体的には、被災個所ごとに被災の状況ですとか、地域の実情、更にはその地域の生態系保全の必要性等、さまざまな条件が違いますので、そういったものを踏まながら再生方法を決定していくことが必要であろうということになっております。

下に絵が描いてございますけれども、特に岩手県ですとか宮城県の北部、そういったところはリアス式海岸が多くて、林帯幅ももともと狭い、なかなか広げることができないところでは、現状の林帯を再生しつつ、堤防等の施設を原型復旧、もしくは改良ということでかさ上げするといったようなことが機能を確保していくことが一つの方向です。

あるいは平野部などで林帯幅が確保できる場所では、林帯幅を更に確保する。あるいは人工盛土というものを造成することによって、より必要な機能を確保していくことを大きな方向として示していただいております。

3ページ目、これも先ほど白書の概要のところでも御説明していただいたところですが、再生に当たって留意すべき主な事項ということでございます。先ほどより少し詳しくお話をさせていただきますが、1つとして、まず「林帯の配置」でございます。現地調査あるいはシミュレーションを行っていた中で、これは一定の条件ですけれども、そういった中でシミュレーションした中で、林帯幅を200メートルぐらい取った場合に、流体力、津波の力と考えていただいていいと思いますが、そういったものを約3割低減できるというシミュレーションの結果が出ております。また、先ほどの津波到達時間についても、林帯幅が広いほどその効果は大きいという結果が出ております。

そういうことを踏まえまして、もともとの飛砂・風害防備等の災害防止機能に加えまして、津波に対する被害軽減効果を考慮した海岸防災林を再生するという観点を考えますと、広い林帯幅とすることが望ましいということでございます。

それも、先ほど申しましたように、その地域の土地利用ですとか、そういうものの調整を図りながらということでの選択になってくるかと思います。

2つ目が「生育基盤の造成」でございます。先ほど「根返り」と「幹折れ」というお話をしましたが、いろいろ調査をした中で、地下水位から土の層が3メートル程度存在していたところにおきましては、被害を受けずに残った樹木があるところもありました。また、2メートル程度のところでは、幹折れはしていたけれども根返りはしなかった。それ以下のところでは、もう根返りしていたという結果も見られております。そういうことを踏まえまして、樹木の根茎が健全に成長するためには、津波のに対して根返りのしにくい林帯を造成する観点から、地下の推移から2、3メートル程度の高さ、盛土をして健全な根茎の成長を確保する基盤をつくることが必要だろうという提言を受けております。

3つ目が「人工盛土の造成」ということで、この人工盛土というのは、飛砂等からその背後の林帯を保全する効果、もう一つは、津波エネルギーを減衰してその後ろにある林帯の樹木の幹折れ被害を抑制する効果、そういうものを有しているということで、地域地域、個所ごとの条件も十分に踏まえながら、特に林帯の海側に人工盛土の造成を検討することが望ましいというような提言になっております。

4つ目が「森林の構成」でございます。津波被害を軽減する観点から、どのような森林の構成がよろしいかということなのですが、1つは、胸高直径が太くて、頑丈な幹を持つ樹木、そういうものが津波に対して強くて、例えば漂流物を捕捉する。あるいは流されてきた人たちがすがりつく。そういうときには、そういう丈夫な木が残っていることが必要だということです。

もう一つは、枝下高が低い樹木で林帯を形成することが望ましい。これは今のと少し反対になるのですが、枝下高が低いというのは枝より下の高さが低いということで、下の方まで枝があるということでございます。そういうことによって、逆にこれが津波に対して抵抗力になって力を弱めるということ。そういうことが表れているということで、こういったものを組み合わせる。例えば上下に組み合わせるとか、あるいはゾーニングで組み合わせるとか、そういうふうなことが森林を構成していくことが重要ではないかとい

うことでございます。

また、自然条件ですか地域のニーズ、こういったものを踏まえた多様な森づくりを行っていくことも重要であり、生物多様性の保全も求められているということで、植栽地の状況にもよりますが、広葉樹の植栽についても考慮することが望ましいという話であります。

このほか、地域の復興計画との整合性、こういったものも当然必要でございますし、今、災害廃棄物の処理も非常に重要な課題となってきております。そういったことで、災害廃棄物由来の再生資材についても積極的に利用していくこと、例えばコンクリートくずからつくった再生砕石、津波堆積物から再生した土砂、こういったものも盛土材とか埋戻材に活用していこうということが示されております。

この下に、今、申し上げました留意すべき主な事項ということで、イメージ図として表わしていただいたのが下の図でございます。海側の方に人工盛土をつくる。前の方には飛砂とか潮風、寒風に強い、十分耐えられるような松類等、こういったものを主体に植えていく。陸側の方には、その後ろには保全対象がございますので、農地とか住宅とか、そういうものがありますので、こういったものに対する暴風効果を高めるためには、十分な樹高を持った高い木を植えていくというイメージになっております。

次のページは、検討会の審議経過と委員の方ですので省略させていただきまして、最後の5ページをごらんください。「海岸防災林の復旧・再生の状況について」、今後の復旧についてでございます。

海岸防災林の復旧・再生に向けた状況でございますけれども、これは復興工程表というものを政府でつくっております。その中で、海岸防災林についても復興工程表を作成しております、非常に大まかな工程になりますけれども、まず先ほど申し上げました防潮堤の堤防とか、あるいはこれから木を植えていくための基盤となる盛土、こういったようなものについてはおおむね5年をめどに基盤整備していく。順次そういう整備をされたところから植栽を開始していく、樹木の植栽はおおむね10年での完了を目指すというのが復興工程表となっております。

これまでの予算措置の状況といたしましては、そこに書いてございますように、約590億円を措置して、災害復旧あるいは植栽の事業に活用しているわけでございます。

「被災6県の復旧・再生の方向性について」ということで右側に書いてございますけれども、青森県とか茨城県とか千葉県、こちらも防災林の被害があったわけですが、ほかの3県に比べますと比較的被害も軽微であったということで、既に防潮堤の工事あるいは植栽、こういったような工事も既に始まっているところでございます。岩手県、宮城県、福島県については、今まさに詳細設計を行いながら、これから再生に向けた取組みを行っていくということでございます。

なお、宮城県の仙台湾におきましては、非常に甚大な被害であったということで、民有林におきましても国が直轄で事業を行うということで取組みを進めているところでございます。

私の方からの説明は、以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

先ほど紹介がありましたが、海岸防災林の再生に関する検討会での詳細なる検討内容、

それを施策化するべく、予算措置ですか、さまざまな海岸防災林のタイプを構想していることですが、御質問等、いかがでしょうか。

お願ひいたします。

○横山委員 横山です。

質問が2つあるのですけれども、1つは、この林野庁でやられた検討会の報告をまとめられたもののダイジェストだと思うのですけれども、個所ごとに必要性を踏まえて再生方法を検討、決定と2ページの四角の中には書いてあるのですけれども、3ページの四角の中の留意点は、全部望ましいと書いてあるので、多分そうやって決定することとするという方法を決めたのであろうと思われるのですけれども、質問としては、では具体的に属地的なやり方というか、その決定は、だれが、どこで、この具体策を定めるのか。これは市町村の復興計画の中に、具体的な、属地的な取り扱い方の決めが書かれていくことになるのかどうか。

どうしてそういうことを伺いたいかというと、具体的な提案が地域の市民側にあった場合に、それをどこに出していくべきのかということに使いたいからなんです。属地的な復興や海岸防災林の再生の要求ごとのほかに、ほかの要素を考慮していただきたいということがあって、それは具体的には、例えば海浜植生という自然要素があったり、海岸の地形というものも守らなければいけないところがあったり、あるいは後背地のようなものが今回新たに生まれたり、あるいはかつてあったものが戻ってきたりという要素もあるので、それらの要素と防災上の要求が両立することを求めて行く必要があると思っておりますけれども、これらを、だれが、どこで具体策を定めるかということがわかれれば、その具体的な提案をどこに出していくべきのかがわかるということなので、質問としては、この検討会で望ましいとされたものを決めて上げていくことは、一体、だれが、どこの機会に行われるのか。これが質問の1つです。

もう一つは、5ページの予算措置の状況で、全部足して590億円ということなのですけれども、これから実際の海岸防災林の復旧に使われていくのは、一番下の32億円が時期的に当たるのかと思うのですけれども、この32億円で再生するということなのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○黒川治山課長 私の方からお答えさせていただきます。

まず最初に2つ目の予算の点からお話をさせていただきます。時期的にということですが、この1次補正、3次補正についても、これは当然補正ですので当該年度で使うことが基本なのですけれども、今回のように大きな災害等が起きているものにつきましては、実際、平成24年度の工事にかかるくるかと思います。特に災害復旧に関する、先ほどの盛土をするとか、こういったものについては、24年度、25年度、そういうところにかかるくると思います。

それとこの予算なのですけれども、今、実際に工事ができるところは、例えば今、海岸防災林などでも瓦れき置き場ですか、そういうものを処理するための施設だとか、そういういったものに場所を貸しているところがかなりの部分ございます。そういうものについては、そういうところが整理つき次第、今後また事業を行っていくということで、そういういった必要な予算については、今後も要求して措置していきたいと考えております。

最初の質問に戻ります。先ほどの問題なのですけれども、基本的には事業の実行者、こ

れは治山の事業になりますので、国有林であれば国の森林管理局になります。そして、民有林であれば都道府県、ここが事業の実施主体ということになって、ここが最終的にこの事業の計画を定めていくことになってくると思います。

今、申し上げました地域の状況とか、そういったものにつきましては、地域の復興計画ですとか、あるいは地域の事業計画、そういったものも市町村等が立ててくるわけでございます。そういう計画との整合性も踏まえつつ、更には地元の自治体などの意見を聞きながら事業を進めていくことになろうかと考えております。

○横山委員 わかりました。

○岡田会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○加賀谷委員 教えていただきたいのですけれども、再生に当たって留意すべき主な事項、これは概要だと思うのですが、4番の森林の構成のところで、胸高直径が太く頑丈な幹を持つ樹木と枝下高が低い樹木でということですが、この辺は具体的な太さのイメージの数値とか、そういうものはあるのでしょうか。これはすごく難しい問題だと思うのですが、例えば30センチが太いのか20センチが太いのか、津波の来るタイミングもわからないのですごく難しいところだと思うのですけれども、更に言えば20センチに到達するまでに順調に育成されて何年かかるのか。そういう目安がもあるのであれば教えていただきたいと思います。

○黒川治山課長 その経過という話ではちょっと難しいのですけれども、これは海岸林ですので、林を育てていくということでは、いずれにせよ長期的な時間がかかるものでございます。このイメージ図にあるような森にしていくためには、60年から、長ければ100年とか、そういうタイムスケジュールがあって、最後にこのような森林になっていくと思います。

そういう意味で、太さということではないのですが、胸高直径が太く頑丈な幹を持つ樹木ということで言えば、例えば針葉樹で言えば松ですとか、広葉樹で言えばこういった海岸林でも強いタブですとか、そういうような樹種、また地域の自然に合ったような樹木を選定していくのではないかと考えております。

○岡田会長 私などは地元が近いものですから、以前として週一遍、十日に一遍ぐらいは行くのですけれども、やはり海岸林、防災林がある安定と言いましょうか。風景としての落ち着きのようなものを常に感じますし、やはり急いでできるといいなということをつくづく思います。

それにしても、コンクリートで15メーターとか二十何メーターという話も出るのですけれども、コンクリートというのはつくってでき上がったら、あと劣化しかないですね。この森林の減災というのは、地域の人々が関われば関わるほどいろいろな面白さと丈夫なことだとかがいろいろできるので、それと防災意識ということを考えても、私はもっともっと町村がこの防災林に対する認識を深めて林野庁ないしは府県と一緒にになって、できるだけ大きくの形を採用してほしいということを強く希望します。

そもそも保安林化することになると、保安林の立場というのは一元的に国家が責任を負わなければいけないという側面もありますから、できるだけ町村の理解を得て、願わくは、先ほどの図にあるのですけれども、400メーターの幅でできると減災というか波

の押し来る力の四十数%まで削減できる。これは大変大きいと思います。余計なことを言いましたけれども、いかがですか。

どうぞ。

○合原委員 瓦れきがいっぱい出てしまったので、絵をかくときれいものをかいてくるのだけれども、かなりの面積になるので、でこぼこといっても急激なでこぼこではなくても全部同じというのではなくて、いろんなところに丘あり谷ありという防災林で、何ものべらぼうに同じような形で、樹木は多様でできてくると思うので、最初の地盤というのに若干変化をつけたらどうかなと前々から思っていたのですが、いかがでしょうか。

○黒川治山課長 この絵としては、先ほどお話しましたように人工盛土の機能というか効果ということを考えると、前の方に置いた方が後ろの林帯を保護したりするためにはいいのかなということでこういう絵になっております。

今、合原委員の言われました変化をつけたらいいという話も検討会の中でございまして、要するに地形に少しづつ変化があることによって、津波の力を弱めていくという効果もあるのではないかというお話をございます。

ですから、そういったことも地域の中なりその地形等に合わせて応用するということも可能ではないかと思います。

○合原委員 今後の検討課題ということですね。

○岡田会長 鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 私も要塞みたいにこんなに防波堤を高くすることはどうかなと思いますし、コンクリートは劣化するから、津波の来るインターバルを考えた場合はしょっちゅうつくり直さなくてはいけないのではないかと思います。ですから、そういうことを考えると本当に機能する海岸防災林を設計していくということが物すごく重要なことではないかと思います。

のために、物すごく大事なことはそういう世論をきっちりつくるということではないか。やはり理屈としてなかなか実証実験ができない部分があると思うのだけれども、あるきちっとした説得力のある理屈をつくっていい景観をつくって、しかも、機能する。そういう世論をつくるということが物すごく大事な作業ではないかと思っています。

○岡田会長 藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 藤野でございます。

私、先ほどの横山委員の御意見に関連しての質問というか意見なのですけれども、お伺いしていて実行主体はそれぞれの所有者かつ地域であるということで、その地域の復興計画と関わっていくということで、今の鮫島先生の御意見とも共通するのですが、目指すものが同じで、こういうふうにちゃんと海岸林を復興していくんだよということを国民がしっかり意識されていないと、それぞれが違うことを思っていてはいけないのではないかと思っているのです。

と申しますのは、先月末に森林インストラクターの全国会の総会というものがあつて、私もその資格を持っているので行ってきたのですけれども、森林インストラクターというものも非常に職制であり、海岸とかいろんなことに詳しい方の集まりでございまして、マスコミに名が売れている先生が海岸林をこうするということが先行してしまって、実際にその地域に合っている植生を海岸林の再興として植えられるのかすごく心配だということ

が聞かれました。地域地域に合った木が違うということはそのとおりだと思いますし、海岸林学会といつた方で御活躍の方たちもそちらはそちらで海岸林の再生を考えているというお話を聞き、それぞれ分担してどうしたらしいかということの御意見がそこでは出ているというお話をもお聞きしました。

今回、林野庁でなさった委員会の各学校の先生たちとか研究者の方がいろいろお集まりの中だけではない御意見もあると思いますので、そういうものが幾つも出てきても困るのではないかなと思っていて、何よりも国民がしっかり海岸林を再生しようという明るい未来を見られるようにならなければいけないと思うので、林野庁でお示してくださったものがどういう位置づけになるのかということがすごく気になっているところです。その辺りをどうお考えかを教えていただけたらと思います。

○沼田次長 海岸林の再生に関する検討会でございますけれども、この中には海岸林学会の先生にもお入りいただきて、御意見をいただいたところでございます。また、私ども、昨年夏の中間報告、今年2月初めの最終報告書を関係する市町村には全部送らせていただきましたし、県にも送らせていただきました。

被災したところ、先ほど約1,700haと申し上げましたが、延長距離でいいと140km被災しているのですけれども、少なくともどこからももう海岸林の復旧はいりませんとかそういうお話を来ておりません。是非、復旧してほしいという声を県からも市町村からもいただいているところでございます。

ただ、これから実際の復旧事業ということになりますと、一番大きいのは林帯幅をどうしていくかとか、今ある海岸林で地形が変化したところもございますし、沈んだところもございます。そういう特に林帯幅をどうしていくか、その辺については地元の町村の復興計画とよく調整を図っていく必要があるだろうと思っています。

海岸林の事業は先ほど申し上げましたように、国の事業または県の事業ですので事業主体ごとに意思が違うということは余りないと思っています。

そこは私どもが国と県と一緒に市町村とお話をしていくということが一番かぎになるだろうと思っています。

また、必要に応じて市町村の方からの御要望等あれば、今でも一部あるのですけれども、地元の方々に説明してほしいというお話を来ているところがございますので、そのときはちゃんと説明会を開くということを心がけたいと考えているところでございます。

いずれにしても、いろんな意味で海岸防災林の関係は新聞を初めとした報道関係でも取り上げられているところがございますし、私どもも景観の点、多重防御の1つという意味でも非常に大事だと思っておりますので、今、御指摘いただきましたようにPRも含めて、いろんなことに留意しながらやっていきたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほかいかがですか。

上安平委員、どうぞ。

○上安平委員 5ページの海岸防災林の復旧・再生の状況の工程表について質問があるのですけれども、去年11月に公表された復興工程表によれば、既に海岸防災林に関して施工準備が終わって本格的な工事に取りかかっているような状況であるはずなのですが、その工事全体の進捗状況はどうなっているのか知りたいという気がしております

す。

といいますのは、復旧・復興がなかなかまちづくりや何かも考えるということで、我々が仄聞する限りでは大変遅れている。また、地域によって随分差があるということを伺っておりますが、海岸防災林の方は勿論、ただ早く済めばいいというものではございませんけれども、状況はどのようにになっているのか教えていただきたいと思います。

○黒川治山課長 では、私の方から御説明させていただきます。

先ほども少し御説明させていただいたのですけれども、被害の少ない青森とか茨城、千葉、そちらの方では委員の言われるように既に先ほどの盛土、そういう工事も進んでおりますし、防潮堤の工事等も行われております。実際に、一部ですが植栽も行われているという地域もございます。

一方、岩手、宮城または福島、そういったところについては非常に大きな被害を受けております。そこは先ほど言いましたように前に堤防がございます。後ろには住宅とか農地とかがございます。まさにその地域が、その地域のグランドデザインをまだいろいろと検討しているところでございまして、そういうもののとの整合性をとりつつ、できるところは早急に努めていくということでございます。

堤防の大きさによって、海岸林をどこからつくっていくか。後ろの農地、住宅が移転するのかあるいはそこに残るのか、そういうようなことも含めて地域のグランドデザインとの調整、そういうものを踏まえながら可能なところは速やかに取組んでいくということで、先ほど申し上げましたように、今、瓦れき置き場等になっていないところでは詳細な調査、設計を行っているのですけれども、被害としては約 140km の海岸林が被害を受けておりますが、瓦れき置き場とかになっていないところが約 60km あります。そういうところについては、今、まさに詳細設計を行いながら工事に順次着手していくという段階でございます。

○皆川長官 遅い遅いということをずっと我々も言わせていまして、そういう意味で非常に気にしているところであるわけですけれども、1つは非常に被害が広範に激甚であったところはなかなか難しい。今、治山課長が御説明したような問題があるということです。

もう一つ、福島県の海岸べりでかなり広範にそういう問題もあるわけですが、福島も特に真ん中から北の方については、放射性物質の問題等もあってそこがなかなかもう一段の難しさがあるということがありますて、どうしても進行状況において目に見えるところで、一番ひどいところを皆さんごらんになりますので、そこが進んでいないのではないかという形にどうしても見えているというところだと思います。そういう意味で、我々もそういう地域であってもできるところになるべく早く手が入るようにということで努めているところです。

もう一点、瓦れきの問題もあるわけです。瓦れきも二千何百万tという瓦れきがあって、それが1次仮置き場というところにまずは集積が進んだということの状況なわけです。この瓦れきの山がなかなかならないということで、我々のところも 400ha 強の瓦れき置き場に海岸防災林で被災したところが置き場になっているということなのです。

これがどういう状況でなくなっていくかということについて、特に環境省と復興庁を中心非常に焦燥感を持ってやっておられるわけですが、かなり大きな廃棄物の処理施設というのも、私たちの国有林でお貸ししているところでもそういうものができてきつつ

あります。特に宮城県北部の石巻が決定的に瓦れき量が多いわけです。石巻周辺、ここでの処理施設の稼働というものが近々に行われますので、そういう状況が進めば、一定程度スピードアップしてくるのではないかと思っているところでございます。

また、私どもも瓦れきの再生利用ということで、海岸防災林でもそういうものを積極活用するということで連携していくということで、まずは瓦れきの山をどう崩していくかという当たりとの連携をとっていかないと、スピード感がなかなか見えないということなのかなと思ってございます。

○岡田会長 そのほかよろしいですか。ありがとうございました。

次に5番目でございます。森林国営保険に関わる件でございます。御説明をお願いいたします。

○松本森林保全推進室長 森林保全推進室長の松本と申します。

お手元の資料10に基づきまして、森林国営保険の民間移管に係りますこれまでの検討状況、現状と今後の予定についての御説明いたします。

1、これまでの検討状況でございます。一昨年の平成22年10月の行政刷新会議事業仕分けにおきまして、特別会計改革の一環といたしまして森林保険特別会計につきましては「廃止（国以外の主体へ移管）（早急に移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持）」との評価結果を受けたところでございます。

これを受けて、林野庁では学識経験者による検討会を翌年の23年2月に設置いたしました。これまで損害保険会社からヒアリング等を実施しまして、直近では第4回の検討会を昨年12月に開催し、これまでの論点を整理した上で今後の検討の基本方向について整理いたしました。

本年1月、（1）に記されました事業仕分けの評価結果を着実に進めるため、「特別会計改革の基本方針」が閣議決定されました。そこで「森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改革を平成25年度中に行うものとする。」という改革に向けました工程表が示されました。

それを受け、今年の2月、損害保険会社等に対しまして説明会を公開で開催したところでございます。

現状でございます。（1）国の関与の方法や実行体制等民間移管に向け検討が必要な具体的な事項につきまして、損害保険会社等と個別に非公開で意見交換を実施しております。個別に非公開といたしましたのは、損害保険会社にとりましては、商品開発の一環であるということと、個社の経営に直接関わることがございますので、個別に意見交換を実施しているところでございます。損害保険会社等の意見を踏まえまして、今後、検討会等において検討するという予定としております。

1ページ目に森林国営保険制度の現状、横紙でございますが、まとめております。

1が制度の概要でございまして、政府が保険者となって被保険者が森林所有者、対象とする損害につきましては、火災と気象災、噴火災でございます。

特徴といたしましては赤線で記しております。森林について火災以外の気象災等を対象とする民間の保険はございません。国が唯一保険を経営しているところでございます。

国の役割でございますが、森林・林業基本法の第23条に位置づけ、施策を講ずるもの

とすると記されております。

経理方法でございますが、左側が収入、右側が支出でございます。左側の方をごらんいただきますと、収入が保険料、前年度繰越金、これは前年度以前に納めていただいた保険料でございます。したがいまして、赤線のところで書いておりますが、一般会計からの財政負担はなし、すべて森林所有者の保険料によって賄われているといった特徴がございます。

2ページ目、実績でございます。加入面積等数字を記載しておりますが、上から2番目の加入率でございます。民有林の加入率が13.3%ということで1割台ということでこれは年々低くなっております。ただし、新植から間もないころ1齢級につきましては、約8割の方に御加入いただいておりますので、植栽直後は皆さん方に森林保険に入っていただいているといった特徴を有しております。

それ以下、契約件数、保険料収入。保険料収入ですと大体24億円ぐらいのマーケット規模となっております。積立金につきましては、174億円ということ。ソルベンシーマージン比率、これは保険の支払い能力を示す指標でございまして、民間の損害保険会社ですか大体600%ぐらい。一方、保険業法に基づく是正命令は200%となっておりますので、是正命令の200%よりは倍以上あるということで適正なある程度の積立金は保有しているという状況でございます。

3ページ目、これまでの森林保険の損害保険会社への移管に向けた取組みでございます。青枠のところで仕分け結果を受けまして、損害保険会社との意見交換等を開催し、参入に向けた働きかけを行っております。緑のところが検討会の開催でございまして、ちょうど1年前でございますが設置いたしました。下の方に第1回から第4回までの日程を記しておりますけれども、途中、東日本大震災の発生がございまして、約半年間損害保険会社はそちらの方で非常に多忙だったということもありましたので、検討会については中断した時期がございました。

なお、右側の点線のところに論点整理と検討の基本方向ということで、項目のみ記しておりますが、大きくはこういった4つの点、純保険料をどのように算定するのか、巨大災害が起きたときにどのように対応するのかといった点での再保険制度、どういった体制で保険を行っていくのか、先ほどマーケット規模を申し上げましたけれども、このマーケット規模をどのように見ていくのかといった点が検討課題ということで論点整理が行われております。

赤枠のところが、最近の説明会の開催状況でございます。

4ページ目、こちらは一昨年の事業仕分けの結果、繰り返しになりますが廃止、それまでの間、暫定的に区分経理といったこと。下が今般の閣議決定でございまして、26年度中に廃止、24年度中に検討の結論を得る、25年度中に所要の制度改革を行うといった工程表が示されておりますので、参考として添付しております。

私の方からは以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

森林、林業を循環し維持していくことに関わって、この保険制度というものがますます災害あるいは鳥獣害、それ以外の災害を含めて大きな意味を持ってきてているように思います。そういう意味で、この林政審議会でもきちんと仕分け、そこで課された方法論につい

て、しっかりと確認しておくということは非常に重要だと感じております。

現在の進捗状況を御説明いただきました。御質問なり御意見。

合原委員、どうぞ。

○合原委員 私、森林所有者なのでよくわかるのですが、前の保険検討委員会の委員でした。あの当時は民間の損保も保険会社も日本だけではなくて各国がとてもではないけれども自然災害には対応できない、そういう担保はできないという方向でお答えいただいたような気がします。

というのは、非常に自然災害の確率とか世界的な動きを見ていると、非常に突出した金額になっていくものが多くて、とてもではないけれどもそれは担保できないということで。森林所有者が積極的に保険をかける意欲も財力も今、ほとんどありません。結果的に、今、かかっているのはなぜかというと補助金の精算時に森林組合があらかじめ差し引いて、植林と間伐とか補助金をいただく人たちが自動的に5年間入ります。よほど拒否する方がいればそれは拒否できるのですが、基本的にどうせ補助金の中から引かれるのだからいいだろうということで皆さん入っているのが実態で、5年間が終わったら解約というものがほぼ私の知る限りでの実態だと思います。

先ほど岡田先生がおっしゃったように、私ども自然を相手にしてそれなりのコストをかけていろんなことをやる場合の危険率の担保、保険というものは必要だということはあるのです。

しかし、価値というものをどう見ていくかということで、それにだれがどうやってかけていくか、そのとき自然災害のときにそこを救えるような保険というものはどういう在り方であるかという抜本的なところから考えていかないと、私はこの問題は解決にならないと思います。

○岡田会長 島村委員、どうぞ。

○島村委員 合原委員と関連する話ですけれども、結局、これはおっしゃるように、気象災害とかが民間の保険では基本的にカバーしないわけですね。それはおっしゃるとおり海外でもそうです。民営化をしていくときに、仮にこここのところが、今から損保とずっとお話しになって協議されていくのでしょうかけれども、ここ部分がカバーされないとなっていくと、そういう商品がつくれないとなっていくと民営化はとまるのでしょうか。どうなっていくのでしょうか。

○古久保森林整備部長 森林整備部長でございます。

お二方から御質問をいただきましたので。

今、室長から説明しましたように、森林・林業基本法でもこれから森林造成をきちんと森林所有者の皆さんにやっていただけるように必要な政策として損害、災害の補填措置を講じていくということでございますので、基本的な政策の立場に立って、今回言われましたのは、保険の仕組みが、昭和12年からすべて国がやっている、これが果たしてどうなのか。国の仕事として全部、今の姿がおかしいのではないか。こういうことでありますので、民間でできるところは民間でやっていただくことを基本にして、それでどうやって政策目的を達していくかという検討になるわけでございます。

確かに純民間の今、商品として出ている保険は、火災は対象にしていますけれども、気象災は全くカバーできない。一方で、今、私どもがやっている国の国営保険は国の信用の

下に災害に対してもきちっと対応できる。ここ数十年の経験ですと、いただいている保険料で何とか通常、これまで台風の多い年もありますけれども、そういったときにもきちっとお支払いをさせていただいているという形でありますから、これをどううまく民間に移すところは移し、政府としてはきちっとバックアップ、その他の役割を果たしながらやつていくかがこれから民間の各損保会社の知恵を借りながら設計していこうということでございます。できるものだけ、民間でやれるところだけやってもらってあとはおしまいという検討ではございませんので、そこはきちっと必要な保険の制度が維持できていくように、そういう前提での検討を進めていくということあります。

○松本森林保全推進室長 先ほど合原委員から補助金と保険金の話があったのですが、実は説明を飛ばしてしまいました。

1ページ目、右上でございますが、保険契約の流れについてフローチャートでまとめております。その中で、今、委員からお話をありました森林組合が経由機関で入っている。したがいまして、森林所有者からの保険料は、森林組合が預かって、そして都道府県、国に納める形になっています。補助金もそういう面では森林組合が扱いますので、外的的には同じ者が扱っていますから同じような流れになりますけれども、あくまでも森林保険は、保険料ということで、森林所有者からいただいている形になっております。

○合原委員 実態的に私どもはちゃんとそれを支払っています。請求書も来ますから内容的な精査はしておりますので、そこはきちっとつまびらかにして議論しないとおかしいと思います。

○松本森林保全推進室長 誤解がないようにそこはきちんと対応したいと思います。

○岡本会長 藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 恐れ入ります。

よくわからないから教えてほしいのですけれども、実際、台風とか被害があったときに支払われるお金がこの保険から出ているということでしょうか。

それがこの1ページの支出の中の森林保険費とかそういうことですか。日本の被害がこんなもので済んでいるということですか。

○古久保森林整備部長 年によって変動します。物すごく変動します。

○藤野委員 これがたまたま23年度はこのぐらいで済んだということですか。

例えば農業で畑がやられたり、田んぼがやられたり冷害があったりとか、そういうものはどうなっているのでしょうか。

私がすごく聞きたかったのは、今、合原委員が林業家の方たちは補助金の精算時にあらかじめ差し引いて納めているとお話をあったのですが、私は非常に零細な森林所有者で、父からの相続があったときに、私も姉も弟もわずかにしてしまって山を持っているのですけれども、森林組合からこのお話をあって、私はちゃんと保険料を払っています。そういう人は珍しいのかもしれないのですが。

私が思っていたのは、私のような土地から離れてしまっていて、山の管理ができていない零細所有者こそ入っていないと山が荒れてしまうのではないかと思って入っているのですけれども、加入率の低さにすごく驚いて、こんな零細所有者が入っているのにどうしてこんなに低いんだというのがまず驚いたところだったんです。

こんなもので被害が足りているとも思っていなかったので、同じような自然災害が多い

農業とかそっちの方もやはりこのような国営保険があつて支払われているのか、それともまた別の手当があるのか。毎年いろいろな形で被害があると思うのでちょっとお聞きしたいのですが。

○古久保森林整備部長 先ほどマイクなしでお話しましたけれども、この表に載っていますのは保険費として 19 億円ですけれども、これは年によって変動いたしまして、大きな台風がたくさん来たりしますと、起こったその年にすぐ払うわけではなくて、2、3 年かかったりしますけれども、1 年分で 100 億円ぐらいの被害の補填をした年もあります。

基本的な仕組みは、長年木を育ててもうすぐ切れるだとか、せっかくお金をかけて植えたのにそれが自然災害もしくは火災でなくなってしまったというときに、それ自体悲しいことですし、また次に再造林しようと思っても原資も必要でございますから、そういったことに充てていただくということで、実際に植え付けに要した経費ですか、その後、一定の林齢になると一定の価値が期待できる価格がありますから、そういうものに対して相当する金額が支払われているという仕組みになります。

加入率がだんだん減ってきたというのは、必要な手入れもなかなかしていただけない傾向が非常に強い。だんだん森林・林業の再生ということで間伐などが進んでおりますけれども、それ以前は手入れが大変苦しかった時期が長かったわけでございます。そういう中で、いかなるお金であっても森林にかけていられないという所有者の方が多くて加入率が低下していったということだと思います。これは重要なことでありますので、森林・林業再生その他を進めていく中で、更により保険制度を維持して、機能するようにして、望む人たちにはより安心していただける制度が続くようにしていきたいと思います。

農業などの方は、農協の系統を通じた共済制度のようなものがありまして、同じように掛け金があつて、補填があるという形で進んでいます。全く別の系統です。

○藤野委員 つまり、保険に入っていない方の山などは、今は仮に被害があつても何もお金は下りない状況だということですか。

○古久保森林整備部長 そうです。

○藤野委員 そうしたら、この加入率ではすごく困りますね。日本じゅうの山がいろいろな形で毎年被害を受けるわけですから、その山が自然災害によって大きく崩落したままというのは困るのではないかと思うのですが。

○古久保森林整備部長 資料、1 ページ目を見ていただきますと、対象とする損害が制度の概要の 4 項目に書いてございます。火災、気象災、これは風害、水害、雪害、干害等ですが、これはいずれも樹木の被害で、山崩れそのものは治山事業などで公的に修復をしていきますから、それよりも木を植えるのにお金をかけて育ってくるのを待っていたと。立木の資産に対して、その価値に対して万が一のことがあった場合に補償する、補填する保険金だということでございます。

○藤野委員 なるほど。わかりました。では、山が崩れてもその土地に対しては治山事業で直すけれども、上の木に対しては、保険がない人のものはそのまままだということになつてしまふのですね。大体わかりました。

○古久保森林整備部長 再度手入れをする場合の補助ですか、特別な手当はあるのです。植え替えるときに少しでも手厚く助成をするなどというものはあるのですが、失われたもののそのものに対する価値については何の補填もないということです。

○藤野委員 要するにこの制度が存続する必要があるのかということになるのではないかと思うのです。民間に引き受け手がなかつたりするときに、これぐらいの加入率で、放つておけば木が生えてくる気候にある日本が、13 %ぐらいの加入率でよしとしていることでいいとしたら、人工林が守られていかないのではないかという気がしていて、その辺の根本のところをどうお考えなのかなということがとても気になりました。

○皆川長官 まさに先ほどの合原委員のおっしゃった林業家の率直な御意見という中にも出ているのですけれども、今の形では林業経営としての持続可能性がこういったものに入ろうと思わないとすれば、林業経営としての持続可能性が極めて危機に瀕しているということだと思うのです。それをどうするか、その処方箋を書いたものが森林・林業再生プランであり、それを具現化させた森林・林業基本計画によって林業家が持続可能な森林経営に取り組み得る全体環境をつくっていく。一方で、セーフティネットとしての保険は、森林・林業基本法にも書かれているように、やはり大きな持続可能性を担保する最終セーフティネットと個々の林業経営としての財物の損失があったときの守り手ですから、それは引き続き要るのだということで位置づけていかなければいけないことだと思うのです。

そういう意味で、別にこの保険だけをどうするというのではなくて、森林・林業再生をどう図っていくかという全体の中の1つのパートであるということなので、我々としては、そういったことのパートとして、パートが外れないように、ただ、やり方としては今までどおりでいいのかという議論に対する答えを出していかなければいけないということかと思っています。

なお、農業との違いは何かというと、元受けまで国が全部しているという形です。そういう意味ではかなり、ほかは例えば共済組合とかがやっていて、そこに再保険という形で国が登場するという間接コントロール、間接的な最終的な守り手という形で国が控えている。ところがこれは、昭和12年からずっと国が直接に保険の引受けをするという形です。そうは言っても、いろいろなことを委託しています。森林組合などに事務手続は委託していますが、国が直接に受ける形なので、それは横で見たときに、国の関与の在り方としてはかなり直接的過ぎといいますか、国の役割としてどうなのかという議論があつて、今回、民間をもう少し関与させた形ができるいかを追及してみろという形になったということだと思います。

○藤野委員 ありがとうございました。

○岡田会長 どうぞ。

○島田委員 この検討会は非常にいいと思うのですが、下刈りをしたときには5か年間保険に強制的にあります。今までの保険制度が今後、気象災害に該当しないとなると、今、入っている人たちは、里山の美林の人たちは自ら加入されるのですが、林道から奥の山は加入しないんです。1回かけて5か年間の補償ですが、掛け金も安いのですけれども、これから気象災害に該当しないとなると、台風で倒れた倒木などの処理ができないのです。この部分をどうするかです。そのまま放置はできないですから、やはり検討していくだけ中には、気象災害の部分についてはある程度のものがないと、これから先、災害があったときの改善ができないということになるわけです。だから、検討していただく、今まで国に100 %補ってもらいましたから、その部分は非常に助かったのですが、今後そういうことに改善されるとなると、そこの部分は少し検討していただきたいと思っているわ

けです。

以上です。

○岡本会長 ありがとうございました。

随分多くの意見が出されましたので、この後もなお引き続き「10」という番号が付いたペーパーを見ると、とにかく特会としては26年度中に廃止。ですから、特別会計の仕組みではないものであれば、皆さん御意見のように、国がやはりそれなりのセーフティネットとしてきっちり張っていればというところを、多様な意見を背景に御検討いただきたいということです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、いよいよ先が見えてまいりましたが、6番目でございます。24年度の予算についてでございます。

御説明をお願いいたします。

○三浦林政課長 資料11でございます。

24年度の予算につきましては、昨年12月に政府で概算決定を行いまして、間もなく来週、国会でも成立いたしますが、この審議会で御説明する機会がなかったので、私の方から予算のボリューム感についてごく簡単に御説明したいと思います。

1枚目の総括表をごらんいただきたいのですが、予算については前年より増えたか減ったかという議論がよくされます。平成24年度につきましては、前年度の比較では、真ん中ほどに対前年度比とありますけれども、林野公共事業1,748億円、災害復旧99億円、公共事業76億円で、総計2,608億円、95.9%。これが通常の年で申せば対前年度費という数字でございます。全体として抑制がかかった厳しい予算だったという評価になろうかと思います。

ただ、24年度につきましては、まず、参考1にありますように、復旧・復興関係の予算がこれとは別に付いております。この紙の一番下の3番のところにございますけれども、森林・林業・木材産業・森林整備事業、先ほどの海岸防災林等の治山事業、こういったもので163億円予算が付いておりますので、これを足し合わせますと、林野公共事業の方も治山・森林整備を合わせて1,860億円ということで、103.9%という伸び率になります。非公共の方も若干伸びて96.3%ということです。

更に参考2ということで、4次補正を昨年12月に組みまして、今年1月、成立しております。約140億円ほど非公共事業は上積みされております。これは農林水産業全般にわたり体质強化に必要な予算について非公共分野で早目に手を付けるものはやるべきということで増額が認められたものでございまして、これを足し合わせますと、非公共事業の方も113%ということで、伸び率としてはかなり高いものになるということでございます。

総計しますと2,915億円、107.2%ということで、当初の予算、一番左の数字で見た分だとかなり厳しい予算ですけれども、実際に平成24年度、現場に下りていくいろいろな資金は相当規模のものになるということでございます。

今回は、この紙には書いておりませんけれども、平成23年度第3次の補正で森林整備加速化基金を延長して、そのお金もまた24年度、一部執行されますので、相当程度の事業量は確保できた形になっているかと思います。

個別の項目につきましては、事項が付いておりますので、後ほどごらんいただければと

思っております。平成 23 年度は森林管理・環境保全直接支払制度ということで、大きく予算の仕組みを変えましたので、24 年度も基本的にはその仕組みを踏襲する形になっております。それ以外に復旧・復興関係の予算が付いているというところが大体大まかな構造になっております。

はしょった説明ですけれども、私からの説明は以上です。

○岡本会長 ありがとうございました。

何か特別これは聞きたい、ないしは意見を申し上げたいということはありますか。

なければ、その他に移りたいと思いますが、よろしうございますか。

それでは、その他でございますが、私が聞いておりますのには、鮫島施策部会長から報告事項があるということでございます。

○鮫島委員 林政審議会施策部会の下に地球環境小委員会が設置されています。これまで地球環境小委員会に属する委員の指名がなされていませんでしたので、ここで林政審議会規則第 6 条に基づき、地球温暖化対策などの議論のため、上安平委員、島村委員、田中委員、横山委員、そして私、鮫島を指名させていただきました。

この場をもちまして報告させていただきます。

○岡本会長 ありがとうございました。

鮫島施策部会部会長さんからの報告でしたが、施策部会の下に小委員会が設置されているという報告でございます。地球環境にかかる小委員会で、構成は、上安平委員、島村委員、田中委員、横山委員、それに施策部会長さんというメンバーがという報告でございます。

それでは、その他、伺っているところはありませんので、もしこの場でなければ、林政審議会としては以上で閉じたいと思います。